

山梨県公報

第二千四百十五号

平成二十六年

五月十五日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定	二七三
○土地改良区の定款の一部変更の認可	二七三
○換地計画の決定	二七三
公告	
○特定非営利活動法人の設立の認証申請	二七三
○一般競争入札について	二七四
○大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出	二七五
○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二七六
○開発行為に関する工事の完了について	二七七
公安委員会	
○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	二七七

告示

山梨県告示第百五十七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横内 正明

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
市立甲府病院	甲府市増坪町三百六十六番地

二 認定期限

平成二十九年五月五日

山梨県告示第百五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、平成二十六年五月八日徳島堰土地改良区の定款の一部変更認可した。

平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横内 正明

山梨県告示第百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(一宮北部地区南野呂二一工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

る。

平成二十六年五月十五日 山梨県知事 横内 正明

一 縦覧書類

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十六年五月十六日から同年六月十二日まで

三 縦覧場所

笛吹市役所

四 異議申立期間

平成二十六年六月十三日から同月二十七日まで

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横内 正明

一 申請のあった年月日 平成二十六年五月二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務書の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人やまなしサイクルプロジェクト

2 代表者の氏名 青木 茂樹

3 主たる事務所の所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町三百七番地サン豊栄ビル
内

4 定款に記載された目的

この法人は、サイクルングによる山梨県の地域資源の活用方法を研究し、実践すること、国内外から山梨県に訪れるサイクリストや観光客などの交流人口の拡大を通じ、地域活性化を図ることを目的とする。なお、目的の達成の過程において、活動に参加するサイクリストが楽しんで協力できるものでなければならぬこと。また、地域住民、関係自治体、関連団体等との連携を図るものでなければならぬことに留意する。

三 縦覧期間 平成二十六年五月八日から平成二十六年七月七日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県税務システム用サーバ機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十六年八月九日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 納入場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所屬 山梨県総務部税務課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四第一項の規定に該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 調達をする借入物品等の数量及び仕様等に適合した物品を確実に納入することができることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

4 物品を納入した後、知事の求めに応じて修繕、保守等のサービスを速やかに提供できることを、別に知事が定めるところにより明らかにした者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十六年五月十六日(金)から同年六月二日(月)まで(山梨県の休日(以下「県」の休日)を定める条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 平成二十六年五月十六日(金)から同月二十九日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入

札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十六年六月二十六日(木)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁北別館四階マルチメディアルーム

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部税務課宛に平成二十六年六月二十五日(水)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、山梨県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部税務課(電話〇五五―二三三―一三八八)

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Computer Equipment for Taxation System of Yamanashi Prefectural

Government 1 set

2 Date and time for tender:

2:00PM June 26, 2014

3 Bureau in charge:

Tax Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural

Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamashashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1388

● 大規模小売店舗内の店舗面積の合計等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年九月十五日まで縦覧に供する。

平成二十六年五月十五日

一 届出者

山梨県知事 横内 正 明

氏名又は名称及び法人にあっては

代表者の氏名

住 所

株式会社フォレスト

東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号

代表取締役 多田高志	山梨県富士吉田市下吉田五丁目十五番二十九号
代表取締役 大森彦一	

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フォレストモール富士河口湖

(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	一万五千五十八平方メートル	一万四千六百五十六平方メートル
駐車場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八百三十六台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 千二百二十九台
駐輪場の位置及び収容台数	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十一台	位置 届出の図面のとおり 収容台数 八十一台
荷さばき施設の位置及び面積	位置 届出の図面のとおり 面積 三百五十一平方メートル	位置 届出の図面のとおり 面積 三百七十四平方メートル
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 九十一立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 百十二立方メートル
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 マックスバリュ東海株式会社 二十四時間 二 株式会社くろがねや	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 マックスバリュ東海株式会社 二十四時間 二 株式会社くろがねや

3 変更する年月日

平成二十六年十月二十九日

三 届出年月日

平成二十六年二月二十八日

駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数 四箇所 位置 届出の図面のとおり	数 十箇所 位置 届出の図面のとおり
来客が駐車場を利用することができ る時間帯	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 駐車場①ーA 位置 届出の図面のとおり 利用することのできる時間帯 二十四時間 二 駐車場①ーB 位置 届出の図面のとおり 利用することのできる時間帯 午前七時三十分から翌午前零時三十分まで 三 駐車場② 位置 届出の図面のとおり 利用することのできる時間帯 午前七時三十分から午後九時まで	次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 駐車場①ーA 位置 届出の図面のとおり 利用することのできる時間帯 二十四時間 二 前号に掲げる駐車場以外の駐車場 位置 届出の図面のとおり 利用することのできる時間帯 午前八時三十分から午後十時まで
開店時刻 閉店時刻	午前八時 午後八時	午前九時 午後八時 三 前二号に掲げる者以外の者 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三十分

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 笛吹市石和町今井字参宮地一九三の一、一九五の一、一九九の一、二〇〇、二〇一、二〇二の一、二〇八の一、二〇九、二一〇、二一一の一、二一六の一、二一九の一、道及び水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道路 水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東建設事務所及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 東京都荒川区西日暮里五丁目二十一番七号 株式会社ダイナムビジネスサポート
 代表取締役 池村 康男

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十六年五月十五日

山梨県知事 横内正明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 富士吉田市上吉田字立石四九六一の一、四九六一の二、四九六一の四、四九六二の一、四九六三の二、四九六四の一、四九六四の二、四九六四の三、四九六五、四九六五の二、四九六六の一及び四九六六の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 富士吉田市上吉田四九百六十一番地一 富士山の銘水株式会社 代表取締役社長 粟井 英朗

公安委員会

山梨県公安委員会告示第四十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。
 平成二十六年五月十五日

山梨県公安委員会

委員長 真田幸子

別表第十中

四、三三九	県道 敷島田 富線	中巨摩郡昭和町河西九四六番地の三先（ゼネラル石油GS南側交差点）	一 南甲	平一〇・四・三〇
			府	告示第二二号

四、三三九	主要地 方道甲 斐中央 線	中巨摩郡昭和町河西一、三〇〇番地先（主要地方道甲斐中央線と町道との十字路交差点）	三 南甲	平一〇・四・三〇
			府	告示第四九号

四、三三〇	町道	中巨摩郡昭和町河西九六二番地の二先（田中雄鏡方北側交差点）	一 南甲	平一〇・四・三〇
			府	告示第二二号

四、三三〇	削除		南甲	平一〇・四・三〇
			府	告示第四九号

に改める。

別表第十三中

六	国道二	甲州市勝沼町勝沼	二五、二九	車両	終日	南甲	平成二四
---	-----	----------	-------	----	----	----	------

	〇号					府 年三月二 日
	二、二六二番地先 (柏尾交差点)か ら甲斐市下今井三 、〇五八番地四先 (南原交差点)ま での上下線	〇				府 年三月二 日 九日 告示第三 二二号
						府 年三月二 日 九日 告示第三 二二号

六	国道二 〇号					南 年五月一 日
	甲州市勝沼町勝沼 二、二六二番地先 (柏尾交差点)か ら甲斐市本町四丁 目四、一〇一番地 一〇先(北巨摩合 同庁舎西側)まで の上下線	二九、八六				南 年五月一 日 告示第四 九号
						南 年五月一 日 告示第四 九号

一四	国道二 〇号					府 年四月一 日
	甲斐市本町四丁目 四、一〇一番地一 〇先(北巨摩合同 庁舎西側)から甲 斐市下今井三、四 七五番地先(中部 横断自動車道富士 川橋東側十字路交 差点)までの上下 線	三、九四五				府 年四月一 日 告示第四 八日
						府 年四月一 日 告示第四 八日

一四	削除					府 年五月一 日 告示第四
						府 年五月一 日 告示第四
						府 年五月一 日 告示第四

に改める。
別表第十四中

六六	市道 町道					小笠 年二月二 三日 告示第一 二号
	南アルプス市在家 塚八九五番地先 (在家塚交差点)か ら南巨摩郡増穂町 青柳町三〇一 番地先(サン豊栄ビル 西側)までの両側	八、八〇〇				小笠 年二月二 三日 告示第一 二号
						小笠 年二月二 三日 告示第一 二号

六六	市道 町道					南ア 年五月一 日 告示第四 九号
	南アルプス市在家 塚八九五番地先 (在家塚交差点)か ら南巨摩郡富士川 町青柳町三〇七番 地先(富士川町民 図書館北側丁字路 交差点)までの両 側	八、八〇〇				南ア 年五月一 日 告示第四 九号
						南ア 年五月一 日 告示第四 九号

二三四	市道 西原二 四号線 西原一 号線中 宿中原 線					富士 平七・五 一五 告示第二 六号
	富士吉田市新西原 三丁目一四番一三 号先(流石和朗方)から富士吉田市 上吉田六丁目一番 一号先(川村昭三 方)までの両側	一、二五〇				富士 平七・五 一五 告示第二 六号
						富士 平七・五 一五 告示第二 六号

三二四	市道西原二四号線	富士吉田市新西原一丁目三三番一、一九一―一先(吉田西小学校東入口交差点)から富士吉田市上吉田四丁目九番九号先(上吉田コミュニティーセンター東側丁字路交差点)までの両側	八五〇	車両(けん引③を除く。)	三〇	富士吉田	平成二六年五月一日 告示第四九号
-----	----------	---	-----	--------------	----	------	---------------------

三五二	市道西原三宿線	富士吉田市新西原四丁目一、一六六番地の六先(菊屋食堂北方交差点)から富士吉田市上吉田四丁目一―一五号先(マルシゲ総合食品)までの両側	一、八〇〇	車両(けん引③を除く。)	三〇	富士吉田	平七・五 ・一五 告示第二六
-----	---------	--	-------	--------------	----	------	----------------------

三五二	市道西原三宿線	富士吉田市新西原一丁目三三番三号先(新西原橋東詰)から富士吉田市上吉田四丁目一番二二号先(富士小御嶽神社前十字路交差点)までの両側	八〇〇	車両(けん引③を除く。)	三〇	富士吉田	平成二六年五月一日 告示第四九号
-----	---------	---	-----	--------------	----	------	---------------------

六〇六	国道二〇号	甲斐市下今井三、〇五八番地四先(南原交差点)から甲斐市下今井三、四七五番地先(中部横断自動車道富士川橋東側十字路交差点)までの両側	六九五	車両(けん引①②③を除く。)	五〇	斐崎	平成二六年四月一日 告示第四八号
-----	-------	---	-----	----------------	----	----	---------------------

六〇六	削除					斐崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

七四三	市道甲運一七号線	甲斐市和戸町一、〇一八番地先(三愛石油GS)から甲斐市桜井町三三五番地先(丸山茂頼方)まで	六〇〇	車両	三〇	甲府	五六・三 ・一八 一七号
-----	----------	---	-----	----	----	----	--------------------

七四三	削除					甲府	平成二六年五月一日 告示第四九号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

九九二	市道 甲府四号線	甲府市和戸町一、二一〇番地先(新山梨三菱ふそう自動車販売)から甲府市桜井町二二七番地先(三枝税務会計事務所)まで	六五〇	車両	三〇	甲府	五九・一 一・一五 五三号
-----	-------------	--	-----	----	----	----	---------------------

九九二	削除					甲府	平成二六年五月一日 告示第四九号
-----	----	--	--	--	--	----	---------------------

一、一 四二	市道 西原四号線	富士吉田市新西原四丁目一、一三七番地の二三先(新宮川橋東詰)から富士吉田市新西原三丁目八番七号先(吉田西小学校グランド東角)	四八〇	車両	三〇	富士 吉田	六二・四 ・六 一六号
一、一 四二	市道 西原四号線	富士吉田市新西原四丁目一、一六六番地の六先(佐藤功方西側交差点)から富士吉田市松山一、〇七九番地の一先(山梨交通富士吉田営業所西方交差点)まで	五七七	車両	三〇	富士 吉田	六二・四 ・六 一六号

一、一 四三	市道 西原七号線	富士吉田市新西原四丁目七番二号先(高橋貞方先)から富士吉田市新西原三丁目一、一四八番地の一先(たぬき寿司西方T字路交差点)まで	五四〇	車両	三〇	富士 吉田	六二・四 ・六 一六号
一、一 四四	市道 西原二〇号線	富士吉田市新西原三丁目一、一六〇番地の一先(吉田小学校北西角)から富士吉田市新西原三丁目四番三〇号先(堀内板金塗装前交差点)まで	三〇〇	車両	三〇	富士 吉田	六二・四 ・六 一六号

一、一 四一	削除					富士 吉田	平成二六年五月一日 告示第四九号
一、一 四二	削除					富士 吉田	平成二六年五月一日 告示第四九号
一、一 四三	削除					富士 吉田	平成二六年五月一日 告示第四九号

一、一 四四	削除					富士 吉田 平成二六 年五月一 五日 告示第四 九号	九号
-----------	----	--	--	--	--	--	----

一、一 四八	市道 西原一 六号線	富士吉田市新西原 四丁目一、一三八 番地の一三先(佐 藤昭三方西側交差 点)から富士吉田 市新西原三丁目一 、一三四番地先(西 原南公園南西角)	六〇〇	車 両	三〇	富士 吉田 六二・四 一六号	
-----------	------------------	---	-----	--------	----	-------------------------	--

一、一 四八	市道西 原一六 号線	富士吉田市新西原 二丁目二六番一四 号先(昭和大学入 口交差点北側十字 路交差点)から富 士吉田市新西原二 丁目三一番一二号 先(西原南公園南 西角丁字路交差点)までの両側	三三五	車 両	三〇	富士 吉田 平成二六 年五月一 五日 告示第四 九号	
-----------	------------------	--	-----	--------	----	--	--

一、一 六五	市道	富士吉田市新西原 三丁目一〇番一七	一五〇	車 両	三〇	富士 吉田 六二・四 六	
-----------	----	----------------------	-----	--------	----	-----------------------	--

		号先(高村まさ子 方)から富士吉田 市新西原三丁目一 、一四八番地の一 二先(相原二三方 東交差点)まで					一六号
--	--	---	--	--	--	--	-----

一、一 六五	削除					富士 吉田 平成二六 年五月一 五日 告示第四 九号	
-----------	----	--	--	--	--	--	--

に改める。
別表第十五中

一	国道五 二号	甲府市寿町九番一六 号先(荒川橋東詰交 差点)から甲斐市竜 王一、四四七番地一 先(竜王立体交差点)までの両側	四、四四〇	車 両	終日	甲府 南甲 府 平成一七 年四月二 八日 告示第三 七号	
---	-----------	---	-------	--------	----	---	--

一	国道五 二号	甲府市上石田一丁目 二番一先(貢川橋 西詰交差点)から甲 斐市竜王一、三四〇 番地二先(竜王立体 交差点)までの両側	三、九五〇	車 両	終日	甲府 斐崎 平成二六 年五月一 五日 告示第四 九号	
---	-----------	---	-------	--------	----	--	--

三二	国道二	甲斐市下今井三、〇	五四〇	車 両	終日	斐崎 平成二四	
----	-----	-----------	-----	--------	----	------------	--

〇号	五八番地四先（南原交差点）から甲斐市下今井三、四八八番地一先（中部横断自動車道立体交差点）までの両側					年三月二十九日 告示第三二号
----	--	--	--	--	--	-------------------

三二	削除					年三月二十九日 告示第三二号
----	----	--	--	--	--	-------------------

一〇五	県道 甲府櫛形線（廃軌道）	甲府市上石田一丁目一〇番二〇号先（貢川橋西詰交差点）から中巨摩郡竜王町西八幡四、五三三番地先（農林高校北交差点）までの両側	四、八五〇	車両	終日	甲府 平一・三 南甲 三・一三 府 告示第一四号
-----	------------------	---	-------	----	----	---

一〇五	県道甲府櫛形線（廃軌道）	甲府市上石田一丁目一三番一六号先（貢川交番南交差点）から甲斐市西八幡四、四〇五番地四先（農林高校北交差点）までの両側	四、四〇〇	車両	終日	甲府 平二六 南甲 年五月一 府 五日 告示第四九号
-----	--------------	--	-------	----	----	--

に改める。
別表第十六中

四、七八二	町道	中巨摩郡昭和町押越一、六一六番地先（海野恒雄方東側）	南甲府	五六・七・二八 四一号
-------	----	----------------------------	-----	----------------

四、七八二	町道	中巨摩郡昭和町押越一、五六〇番地一先（押原公園南東角三差路交差点・南進車両）	南甲府	平成二六年五月一日 告示第四九号
-------	----	--	-----	---------------------

一一、七四二	市道	北杜市長坂町塚川五〇一番地先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	北杜	平成二六年三月二〇日 告示第二八号
--------	----	----------------------------------	----	----------------------

一一、七四二	市道	北杜市長坂町塚川五〇一番地先（市道同士の十字路交差点・西進車両）	北杜	平成二六年三月二〇日 告示第二八号
--------	----	----------------------------------	----	----------------------

一一、七四三	市道	甲斐市下今井三、一七一番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点・南進車両）	斐崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
--------	----	---------------------------------------	----	---------------------

一一、七四四	市道	甲斐市下今井三、一七〇番地先（国道二〇号と市道との十字路交差点・北進車両）	斐崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
--------	----	---------------------------------------	----	---------------------

一一、七四五	市道	斐崎市若宮一丁目一番一号先（JR斐崎駅南側カルバートボックス西詰・西進車両）	斐崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
--------	----	--	----	---------------------

一一、七四六	市道	斐崎市中央町二番地四先（市道同士の五差路交差点・東進車両）	斐崎	平成二六年五月一日 告示第四九号
--------	----	-------------------------------	----	---------------------

に改める。
別表第三十三中

六四	県道白井 阿原八田 線	東八代郡中道町大字白井字北反保八 四二番地の一先（白井阿原橋南詰交 差点）	一	六一・二・二〇 五号
----	-------------------	---	---	---------------

を

六四	削除			平成二六年五月一 五日 告示第四九号
----	----	--	--	--------------------------

に改める。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番